〇内閣府令第三十一号

警察法 (昭和二十 九 年法律第百六十二号) 第二十七条第四 項及び警察庁 組 織令 (昭 和二十: 九 年 政 令第一 百 八

十号) 第四十七条第三 項の規定に基づき、 並びに同法及び同令を実施するため、 警察法施行規則 0 部を改

正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則 (昭和二十九年総理府令第四十四号)の一部を次のように改正する。

目 次中 「第五十二条」を「第五十三条」に、 「第五十三条—第五十六条」 を「第五十四条―第五十八条」

に、 「第五十七 条」 を 「第五十九条」に、 「第五十八条 第八十二 · 四 条 」 を 「第六十条 第八十六条」に、

第 八十 五. 条 第 百 五. 条」 を 第 八十七条 第百七条」に、 「第百 1六条-第百二十五条」 を 第 百 八条 第百

二十七条」に、 「第百二十 - 六条 -第百 五 十二条」を「第百二十八条 第 百 五 十四 条 に、 「第百 五. 十三条

第百六十二条」を「第百五十五条— 第百六十四条」に、 「第百六十三条」を「第百六十五条」 に改める。

第二条第二 項 中 第八条第五号」 の 下 に 「及び第六号」 を加 え

第三条第二項中「同条第六号」を「同条第七号」に改める。

第四条第二項中 「第八条第十一号」を 「第八条第十二号」に改める。

第五条第二項中 「第八条第十二号及び第十三号」を「第八条第十三号及び第十四号」 に改める。

第六条第二項中 「第八条第十四号」を 「第八条第十五号」に改める。

第十三条第二項中 「第十一 条第 九 号か ら第十一 号まで」 を 第 十 一 条第十号から第十二号まで」

第十七条第二項を次のように改める。

2 少年 保護対策室においては、 令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務 (同条第四号、 第六号及び

第七号に掲げる事 務のうち児童ポ ルノ (児童買春、 児童ポルノに係る行為等の規 制 及び処罰 並 び に児 童 \mathcal{O}

項に 保護等に関す お 1 7 同 じ。 んる法律 に関 (平成十一年法律第五十二号) はする事 務 並 び に令第十七条第 第二条第三項に規定する児童ポ 五 一号に掲 げ ,る事; 務 0 うち児童ポ ル ル ノをいう。 ノ及び国 外犯 以下この に関

する事 務を除く。 及び令第十七 条第八号に掲げ る事 務をつかさどる。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とする。

に改める。

第二十条第二項中 第二号及び第七号」 を 「及び第二号に掲げる事務 (官民 連 携 推 進 官の が所掌 元属 する

ŧ のを除く。) 並 び に 同 条第七号」 に改 め、 同条を第十 九条とし、 同 条 \mathcal{O} 次に 次 の 一 条を加 える。

(官民連携推進官)

第二十条 生活安全局情報技術犯罪対策課に、 官民連携推進官一人を置く。

2 官民 連 携推 進 官は、 命を受け、 令第十九条第一 号から第四号までに掲げる事務のうち民間事業者との連

携に関する事務をつかさどる。

第四十条を次のように改める。

(高齢運転者等支援室)

第四十条 交通局運転免許課に、高齢運転者等支援室を置く。

2 高 齢 運 転者等支援室にお į١ 7 は、 令第三十五条に掲げ る事 務 のうち高齢者、 障害者その他の自 1動車等 \dot{O}

運転に関し支援を要する者に関する事務をつかさどる。

- 3 高齢運転者等支援室に、室長を置く
- 4 室長は、命を受け、高齢運転者等支援室の事務を掌理する。

第四 十八条を削 り、 第 四 十七条を第四 十八条とし、 第四 十六条を第四十七条とし、 第四 十五条を第四 十六

条とする。

第四十四条第二項中 「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室

及び特殊警備対策官」を「原子力災害警備その他原子力災害対策に関するもの及び平成三十二年東京オリン

 \mathcal{L}° ツ ク 競 戏技大会 ・東京パラリンピック競技大会警備対策室」 に改め、 同 条を第四十五条とする。

第四 十三条を第四 十四 条とし、 第四十二条を第四十三条とし、 第四 十 一条を第四十二条とし、 第二章第

節第五款中同条の前に次の一条を加える。

(警備調査企画官)

第四 十 条 警備 局 警備 企 画 課 に、 警備 調査企画官一人を置く。

2 警備 調 査 企 画 「官は、 命を受け、 令第三十七条第 号、 第三号及び第四号に掲げる事務のうち重要事項に

係るものの企画及び立案に参画する。

第百六十三条を第百六十五条とする。

第二章第三節第二款中第百六十二条を第百六十四条とし、 第百六十一条を第百六十三条とする。

第百六十条中 「第百四十三条第三号」 を 「第百四十五条第三号」に改め、 同条を第百六十二条とする。

第百 五. + 九 条中 第 百四十二条各号」 を 「第百四十四条各号」に改め、 同 条 を第百六十一条とする。

第百五十八条中 「第百四十一条各号」を 「第百四十三条各号」に改め、 同条を第百六十条とする。

第百五十七条を第百五十九条とし、 第百五十六条を第百五十八条とする。

第百 五十五条中 「第百四十条各号」 を 「第百四十二条各号」に改め、 同条を第百五十七条とする。

第百 五. 十 匹 _ 条 を第百一 五. 十六条とし、 第百五十三条を第百 五. 十五 条とする。

第二章第三節 第一款中第百五十二条を第百五十四条とし、 第百 五十一 条を第百五十三条とする。

第百五十条中 「第六十三条及び第六十四条」を「第六十五条及び第六十六条」に改め、 同条を第百五十二

条とする。

第百 四十九条を第百五十一条とし、 第百三十六条から第百四十八条までを二条ずつ繰り下げる。

第百三十五条第二項中 「第五条第二項第四号」 を 「第五条第四項第四号」 に改め、 同 条を第百三十七条と

する。

第百三十四条第二項中「東北管区警察局」 の下に「、 中部管区警察局」 を加え、 同条を第百三十六条とす

第百三十三条を第百三十五条とし、 第百三十二条を第百三十四条とし、 第百三十一条を第百三十三条とす

る。

第百三十条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 職員の福利厚生に関すること。

第百三十条中第十二号を第十三号とし、

+ 犯罪被害者等基本 計画 (犯罪被害者等基本法 平 -成十六二 年法律第百六十一号) 第八条第一項に規定

同号の前に次の一号を加

える。

する犯罪被害者等基本計 画をいう。) の作成及び推進に関すること。

第百三十条を第百三十二条とする。

第百二十九条を第百三十一条とする。

第百二十八条 \mathcal{O} 見出 しを (管区警察 局総務監 察 ·広域 調 整 部 ごの分課) _ に改め、 同条第 項中 東: 北 管

区警察局」 0) 下に 中 部管区警察局」 を加い え、 同条第二 項中 外 事 ·技術調· 査官一人を」の下に 中 部 管

区警察! 局 の総務監察・広域調整部に、 監察官二人、会計監査官一人、 高速道路管理官二人、災害対策官一人

及び外事技術調査官一人を」を加え、同条を第百三十条とする。

第百二十七条第一 項 中 中 部管区警察局」 を削 り、 同 条第二項中 中 部管区警察局 広 域 調整 部に、 高

速道路管理官二人、 災害対策官一人及び外事技術 :調査官一人を」を削り、 同条を第百二十九条とする。

第百二十六条中 中部管区警察局」を削り、 同条を第百二十八条とする。

第二章第二節第三款中第百二十五条を第百二十七条とし、 第百六条から第百二十四条までを二条ずつ繰り

下げる。

第二章第二節第二款中第百五条を第百七条とする。

第百 四条第二項中 「第九十五条第二号、 第九十六条第二号、 第九十七条第二号及び第九十八条第四号」を

「第九 十七条第二号、 第九十八条第二号、 第九十九条第二号及び第百条第四号」 に改め、 同条を百六条とす

る。

第百三条を第百 五条とし、 第八十五条 カン ら第百二条までを二条ずつ繰 り下げる。

第二章第二 節 第一 款中第八十四 条を第八十六条とし、 第八十三条を第八十五 条とする。

第八十二条 (見出しを含む。) 中「サイバーセキュリティ研究・研修センター」を「サイバ ーセキュリテ

イ 対策 研 究 研 修 セ ンター」 に改め、 同条を第八十四条とする。

第八 + 条第二項 中 ーサ イバ] セ キ ユ リテ イ 研 究 研 修 センター」 を 「サイバ セキ ュリテ イ対策研究

研修センター」に改め、 同条を第八十三条とする。

第八十条を第八十二条とし、

第五十八条から第七十九条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第七款中第五十七条を第五十九条とする。

第二章第

節

第六

款中第五十六条を第

五

十八条とし、

第五

十五条を第五

十七条とする。

第五 + 兀 「条を第^一 五 十五条とし、 同 条の 次に次 0 条を加える。

情 報 セキ ュ リティ対策官

第五十六条 情 報 通 信 局情 報管理課に、 情報セキュリティ対策官一人を置く。

2 情 報 セ 丰 ユ リテ 1 対策官は、 命を受け、 令第四 十四条第一号に掲げる事 務 のうち電子計算組織 に係る情

報の 安 全 0) 確 保に 関 する 事 務 **(情** 報処 理 セ ン タ 0) 所掌に 属するものを除く。 をつかさどる。

第五 十三条を第 五 十四条とする。

第二章第一 節第五款中第五十二条を第五十三条とし、 第五十一条を第五十二条とし、 第五十条を第五十

条とし、第四十九条の次に次の一条を加える。

(外事情報調整室)

第 五 十条 警備 局 外事情報部外事課に、 外事 情報調整室を置く。

2 外事情報調整室におい ては、 令第四十条第一号に掲げる事務のうち国際機関、 外国の行政機関その他

(T)

関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

3 外事情報調整室に、室長を置く。

4 室 長 は、 命 を受け、 外 事 情 報 調 整室 \mathcal{O} 事 務 を掌 理する。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 D N A 型鑑識官は、 平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一中「第百六十三条」を「第百六十五条」に改める。

附則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。